非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第14－17号

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第14－９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号。以下「育児休業条例」という。）第２条第５号、第25条第２号、第29条及び第30条の規定に基づき、非常勤職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない非常勤職員） **第２条**　育児休業条例第２条第５号の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。 (1)・(2)　（略）	（趣旨） **第１条**　この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号。以下「育児休業条例」という。）第２条第４号、第25条第２号イ、第29条及び第30条の規定に基づき、非常勤職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない非常勤職員） **第２条**　育児休業条例第２条第４号の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。 (1)・(2)　（略）

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。